

報告第20号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年8月5日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月12日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 8,900円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として8,900円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 宮城県  
個人

4 事故の概要

令和6年6月8日午前11時30分頃、萩荘字南沢地内において、相手方の所有する車両が市道萩荘南沢線を走行中、左前輪が車道の舗装の劣化により生じていたくぼみを通り、タイヤ及びホイールを破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 50パーセント